

寄付月間2022 ～Giving December～ 賛同企画 Q&A

- Q1. 2021年より、寄付月間公式認定企画から賛同企画に変更になった理由を教えてください。
- A1. 寄付月間の趣旨に賛同する企画を2020年までは「公式認定企画」として募集し、審査承認制で認定を行っていました。2021年より、より多くの団体・個人に寄付月間に関わる企画を実施していただけるように制度を見直し、エントリー確認制にしました。主催者がWebから企画をエントリーすれば寄付月間賛同企画としてPRすることが可能となります。
- Q2. どんな企画が、寄付月間賛同企画としてエントリーできますか。
- A2. 寄付月間の趣旨に合致するイベント・シンポジウム・講演会の開催、表彰・作品募集・劇・調査・広報・パンフレット作成などの企画、寄付募集のプラットフォームの寄付募集キャンペーン企画、寄付につながるチャリティイベントやチャリティキャンペーン、寄付付き商品など、幅広く対象となります。
2021年より、特定の団体による自団体を対象とした寄付募集や寄付者への感謝の集いなども対象となります。
【ご参考:寄付月間カレンダー(「寄付月間にアクションする」)】
<https://giving12.jp/action/>
【ご参考:2022年寄付月間大賞】
<https://giving12.jp/news/6269/>
- Q3. どのようなものが寄付月間賛同企画となっていましたか。
- A3. 市民活動を応援するためのチャリティイベント、さまざまな思いやエピソードを秘めた寄付を広く紹介し顕彰する「まちかどのフィランソロピスト賞」、中古本などの買取事業者による「買取金額アップキャンペーン」、寄付の体験や思いを一般の方々から広く募集しSNSで発表するキャンペーン、様々な寄付の方法をインプットしながら参加者のみなさんとディスカッションするイベントの開催など、全国各地で大小様々な企画が実施されました。また、ここ2年は新型コロナの影響もあり、半数近い企画がオンラインで実施されました。
- Q4. 寄付月間賛同企画にはどの団体も申請することができますか。
- A4. 法人格の有無にかかわらず、どの団体でも申請することができます。法人以外にも個人でも企画可能です。但し、主催者がリードパートナー、もしくは賛同パートナー(以下、賛同パートナー等)になっていることが条件です。賛同パートナー等になっていない場合も、エントリー時に賛同パートナーに申請中であればエントリー可能です。主催が複数企業や団体による実行委員会形式の場合には、委員会を結成している主要な団体のいずれか一つが賛同パートナーであれば十分です。個人同士のプロジェクト形式の場合は責任者が賛同パートナーとなり、代表して個人としてエントリーしてください。
賛同パートナーになる方法については、寄付月間ホームページをご覧ください。
- Q5. 寄付月間賛同企画を行った場合、どのような義務が発生しますか。
- A5. 実施報告書の提出が必要となります。2023年1月末までに、実施報告書を推進委員会に提出してください。なお、12月以降も実施している公式認定企画については、12月までの実施内容について2022年1月末までに中間報告書として提出してください。また、企画終了後1カ月以内に実施報告書を提出してください。
実施報告書は、共同事務局が用意する実施報告フォーム(Googleフォーム、もしくはExcel)に入力してください。
- Q6. エントリーしても、賛同企画の対象外となることがありますか。
- A6. 寄付月間賛同企画は、寄付月間共同事務局で次の点を踏まえて確認をします。寄付月間の趣旨に合致していないと判断した場合は賛同企画の対象外とし、エントリーから2週間程度でその旨を主催者にご連絡します。
①企画が寄付月間の趣旨に合致していること

- ②寄付月間公式認定企画の対象であると認められること
- ③活動や事業の内容の報告に努めていること
(ホームページ等にて、公表されていること)
- ④寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること。
- ⑤反社会的勢力とのかかわりが無いこと
- ⑥公序良俗に反する活動を行っていないこと
- ⑦エントリー情報に関して虚偽の内容ではないこと

Q7. 寄付月間賛同企画の対象となるものは12月開催のものだけですか。

A7. 賛同企画は12月の実施されるものに限りません。2022年10月から2023年3月までに実施されるものを対象にしています。

Q8. 賛同企画のエントリーに必要なものはなんですか。

A8. 行事等の名称及び目的、行事等の主催者、行事等の期間(期日)及び開催場所等の企画の概要情報をエントリーフォームにご入力いただくのみです。※ご入力いただいた情報によっては、共同事務局より確認のご連絡をさせていただく場合があります。

Q9. 賛同企画になった時に、メリットとしてどのようなものがありますか。

A9. 自団体のサイトやイベント時に「寄付月間賛同企画」という呼称や寄付月間のロゴを使用し、PRすることができます。その他、寄付月間のサイトにて、賛同企画をご紹介するほか、寄付月間のロールバナー(イベント会場で設置する展示物)を期間中お使いいただくことが可能です(予約制)。また、オリジナルポスターもご提供させていただきます(数量限定)。賛同企画を対象に寄付月間大賞を実施し、特に優れた企画を表彰いたします。

Q10. 自団体を対象にした寄付募集について、寄付月間ウェブサイトの寄付月間カレンダー(「寄付月間にアクションする」)で告知することはできますか。

A10. 寄付月間カレンダーへの掲載について、自団体を対象にした寄付募集は掲載対象外としています。寄付月間カレンダーは、寄付募集以外のイベントやキャンペーン、取り組みをお知らせするコーナーとして運用を行っています。

寄付月間2022年 2022年8月30日